

平成 22 年 9 月 28 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

十六銀行と岐阜銀行の経営統合および 三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行への資本支援に関する合意について

株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 ^{ながやす} 永易 ^{かつのり} 克典）は、平成 22 年 7 月 30 日にお知らせいたしました岐阜銀行への資本支援および十六銀行と岐阜銀行の経営統合について、本日、3 社が合意に達し、経営統合合意書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

今後、3 社が協力して経営統合、資本支援、経営支援を進めてまいります。

本合意書の概要

1. 目的

十六銀行、岐阜銀行および三菱東京 UFJ 銀行は、岐阜銀行の経営を効率化し、その企業価値の持続的成長を図るとともに、地域金融システムの安定化と地域経済の活性化を目指します。

2. 要旨

- (1)岐阜銀行による第一回第 1 種優先株式の取得および消却（公的資金の返済）
- (2)十六銀行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換
- (3)三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行が発行する第 5 種優先株式（300 億円）の引受
- (4)平成 24 年 9 月中下旬を目途とした十六銀行を存続会社とする十六銀行と岐阜銀行との合併

十六銀行および岐阜銀行は、岐阜銀行による公的資金の返済を条件として、株式交換を行います。三菱東京 UFJ 銀行は、株式交換の効力発生を条件として、効力発生日を払込期日とする岐阜銀行に対する出資を行います。その後、平成 24 年 9 月中下旬を目途として、十六銀行および岐阜銀行は、業務運営の効率化等を実施した上で、合併する予定です。

※ 本日、十六銀行と岐阜銀行が「株式会社十六銀行、株式会社岐阜銀行及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行による経営統合合意書締結のお知らせ」、岐阜銀行が「自己株式（第一回第 1 種優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ」「資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」を公表しております。あわせてご参照下さい。

①岐阜銀行による公的資金の返済

岐阜銀行は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」にもとづき、平成 13 年 3 月に公的資金を申請しました。現在、株式会社整理回収機構が第一回第 1 種優先株式を保有しております。

岐阜銀行は、本合意書の締結にあたり、関係当局の承認を条件として、株式交換の効力発生日

までに、120 億円に経過優先配当金相当額を加えた額を上限として発行済の当該優先株式を取得、消却いたします。これにより公的資金が完済されます。

②株式交換

十六銀行と岐阜銀行は、本日、十六銀行を株式交換完全親会社、岐阜銀行を株式交換完全子会社とする株式交換にかかる株式交換契約を締結いたしました。これは公的資金返済の完了、岐阜銀行の臨時株主総会および各種類株主総会における各議案の承認、ならびに公的資金返済、株式交換、新株（優先株）発行に関する法令等にもとづく許認可の取得を前提としております。また、本合意書が解除された場合には、本株式交換に係る株式交換契約も解除することをあらかじめ同意しております。

③三菱東京 UFJ 銀行による岐阜銀行が発行する第 5 種優先株式の引受

前述の株式交換の効力発生を条件として、岐阜銀行は第 5 種優先株式を発行し、三菱東京 UFJ 銀行がその全てを引受け、300 億円の出資を行います。なお、岐阜銀行は本優先株式の発行枠設定にかかる定款変更やその発行決議等、本優先株式の発行に必要な株主総会決議を本株式交換の効力発生日において、本株式交換の効力発生後に、すなわち十六銀行が岐阜銀行の唯一の株主となった後に行う予定です。

3. 今後のスケジュール

予定されている日程は、以下のとおりです。

本合意書締結（十六銀行・岐阜銀行・三菱東京 UFJ 銀行）	平成 22 年 9 月 28 日
本株式交換契約締結（十六銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 9 月 28 日
臨時株主総会（岐阜銀行）	平成 22 年 11 月 25 日（予定）
公的資金返済（岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 22 日（予定）
株式交換の効力発生日（十六銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 22 日（予定）
新株発行（三菱東京 UFJ 銀行・岐阜銀行）	平成 22 年 12 月 22 日（予定）
十六銀行と岐阜銀行の合併の効力発生日	平成 24 年 9 月中下旬（予定）

以上